

平成26年3月17日

南部町長 坂本 昭文 様

南部町男女共同参画審議会

会長 塚田 勝美



南部町男女共同参画推進プランの改定について

南部町男女共同参画推進プランの改定について、審議の結果、次のとおり意見を付して答申する。

記

1 はじめに

南部町では、男女が協働して心豊かな地域社会を創造していく社会の実現をめざして平成18年12月に「南部町男女共同参画推進条例」を制定しました。平成20年7月に「南部町男女共同参画プラン」を策定して、すべての人が個性と能力を発揮し、家庭や地域において性別を問わず平等に社会参画するための計画を進めてきました。

そのプランは平成24年に計画期間が終了しており、引きつづき、町と町民、地域社会の住民が男女共同参画社会の実現に向けて、目標を実行するための計画が必要である。

そのため本審議会では、平成26年度から30年度の5年計画で「第2次南部町男女共同参画プラン」(案)を策定したので以下のとおり答申する。

2 答申

- 計画の実行については、町は平成26年度の早い時期に行政連絡会議を設置し、プランを実行するための主管課を決定する。また、男女共同参画の推進については、現状以上の数値目標を定め、達成を目指す。
- 計画の進捗状況については、南部町男女共同参画審議会を年2回開催して審議を行う。平成26年度は、第1回を6・7月頃、第2回を2・3月頃に開催予定である。
- 平成26年度と平成30年度に男女共同参画に関する町民意識調査を実施し、30年度以降の計画の改定や町民の意識啓発に反映する。